

別記様式(第5条関係)

会 議 録 概 要

会 議 名	第4回 子どもの権利条例等検討委員会
開 催 日 時	令和6年9月4日（金） 9時30分開会 11時50分閉会
開 催 場 所	庁舎3階 301会議室
主 宰 者 氏 名	子どもの権利条例等検討委員会
出 席 者 氏 名	仲野委員長・飯塚副委員長・渡辺委員・加藤委員・八木澤委員・鴛渕委員・加藤委員
欠 席 者 氏 名	野村委員(学識経験者)・矢尾板委員(学識経験者)
事 務 局 職 員	こども支援課 三室課長・中村副課長・三井主幹
議 題	・(報告事項)子どもの意見聴取(反映)結果について ・「(仮称)子どもの権利に関する条例」素案について ・答申(案)について
会議結果	・概ね条例(案)の内容について了承を得た ・文言の統一(「こと」をつけるのか、条文の元になる法に従った標記) ・答申(案)作成に向けて、各委員から条例策定にあたっての感想等をいただいた。
会議経過	別添のとおり
会議資料	別紙のとおり 傍聴者3名
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果

	1 開会 委員長挨拶 2 議題 ①(報告事項)子どもの意見聴取(反映)結果報告 事務局より、8月31日(土)実施した「子どもまちづくり会議」の報告を行った。 (資料 A4「第2回(仮称)子どもの権利に関する条例策定にかかる子どもの意見聴取(反映)報告・A3◎2024.8.31 子どもまちづくり会議意見聴取(3枚)」
(事務局)	今回出た意見については、条文または解説文に反映することができる。子どもの居場所づくりなどで出た意見については、今後の計画等に反映する予定。
委員	報告に参加人数の班づくりに、年齢に配慮とあるが、参加人数の班構成を知りたい。
(事務局)	→参加者は、小学校5年生から高校1年生。小学生はおおむね均等になる人数でまとめて、3班作った。中学生と高校生を含めた班を2班作った。
(事務局)	議題 ②(仮称)子どもの権利に関する条例(案)について (資料 A4(仮称)三芳町子どもの権利に関する条例(素案)及び解説) ○条例について確認 ・理念条例 ・実効性を高めるため、条例の理念に基づいた実施計画を策定 ・社会時流に対応するため、具体的な文言は基本的には入れない ・解説文には、具体的に説明をつける ・文言(文末など)の整理については、内容についての意見修正後に担当部署と確認をする ○子どもの意見の反映個所の確認(資料 A32024.7.20 子どもまちづくり会議条例に盛り込んでほしいこと)
委員	条文については、前回検討委員会で出た意見が反映されている。大事なことは、よりわかりやすく子どもたちに伝える。解説文よりわかりやすいリーフレットを子どもたちと一緒にできると良い。条例ができてからも、子どもたちを巻き込んでできればと思う。大人が子どもにわかりやすく作るリーフレットと、子どもが、自分たちがわかるように作るリーフレットは違うと思うので。
委員	条例の内容がわかるのはおそらく中学生以上。解説やリーフレットを作るときは、なるべく平易な表現を使うことが大事。
委員	○前文(変更点の説明) この文章は、すべて「です」「ます」になっているが、段落目の最後が、「つながっていくことでしょう」になっている。弱い印象になるので、「つな

委員 (事務局)	がっていきます。」としてはどうか。 断定的に言い切ってしまうてもいいのか。 →文章の体裁として違和感があるところは、ご意見いただきたい。表現は普遍的なものを使うが、解説はわかりやすく作る。
委員 (事務局)	緑のワクにある「子ども会議意見」というのは、子どもの意見を入れたという意味か。 →第1回子どもまちづくり会議でみよし意見を反映したもの。
(事務局)	<u>○第1章総則(変更点の説明)</u> 条例全体になるが、「子どもの権利条約」の表記について、こども家庭庁の表記とあわせて「児童の権利に関する条約」の表記を変更。 第2条第4号 育ち学ぶ施設について、「……施設及びその関係者」として、施設とそこに関わる人もイメージしやすくするため。
委員 (事務局)	児童の権利に関する条約が正式なのか。児童というと、小学生のイメージがあるが。 →どこにすり合わせるかは、再度確認する。
委員 (事務局)	「もとづき」は「基づき」。ほかにもあるが、漢字をつかうのか、ひらがなをつかうのかの統一をしたほうがいい。 →表記については、全体を通して見てから、担当部署を含めて考える。
委員 (事務局)	「子どもにやさしいまち」のまちは、ひらがなののか。 →ユニセフの「子どもにやさしいまちづくり事業」につながる計画を意識しているためひらがな表記にしている。
委員 (事務局)	それぞれの言葉を何に合わせているのかの基準があるのか。 →法律用語なのか、条約からひっぱっているのか、考えを整理する。
(事務局)	<u>○第2章子どもの大切な権利(変更点の説明)</u> 前回意見として、この4つの原則だけが子どもの権利だと思われないうにという意見をいただいた。第1項で児童の権利に関する条例に基づき、全ての権利が保障されることを明示し、第2項で、あらゆる子どもの権利の実現を考えるとときに考えなければならないこととして、4つの原則を表す建付けにした。 第2号に宗教・性自認を追加。第4号は社会の一員の文言削除。
委員	各号の見出しは、「こと」で統一したほうが良い。第4号子どもの意見が尊重される「こと」を追加すると文言統一。見出し以外の「こと」について、動詞につく「こと」は、は、命令に感じる。
(事務局)	<u>○第3章子どもの権利を保障するために大人がしなければならないこと(変更点の説明)</u> 第4条第3項 子どもの心身の健康維持増進の追加(子どもまちづくり会議意見の反映)

	第4項意見表明の機会確保と社会参画促進のために子どもの主体的な活動を支援する項目を追加(前回検討委員会の意見の反映)。 意見聴取し反映することが義務とされている町・育ち学ぶ施設と、努力義務である保護者・地域住民・事業者を並列しているための規定とした。 第5条 意見の反映を含めた表現に変更(前回検討委員会の意見反映) 第6条変更なし 第7条変更なし 第8条 場所は環境整備、体験としての機会確保という文言整理。 第9条 事業者が行う重要度で、条項の順番を変更した。
委 員	内容は良いと思う。
委 員	第4条第1項「…子どもの大切な権利を理解し、その保障をする…」のそのを、「権利を保障する」を付け加え、「…こと」は削除しては。
委 員	逆に、「その」を削除しては。
(事 務 局)	第3章のタイトル自体は義務的表現に感じないか。
委 員	大人の責務を前提として、役割ごとに条文があるのでタイトルはこのままで良いと思う。
委 員	第6条・第7条・第9条」の「認識し、」は、「理解」に変更。認識は表面的であり、理解はその中までを含める。 第9条の第1項の印象が良くない。否定的な印象。事業活動が子どもの権利の保障につながるなど、一緒に活動していく仲間と表現にした方が良い。
委 員	大人が子どもに約束する条例なので、事業者が守るべきものとして修正された順番で良いと思う。
(事 務 局)	→子どもの権利の保障につながるように、「～するように適切に配慮する」などの表現。ポジティブな表現に変更する。
委 員	子どもが読んだ時の印象も大事。「会社って権利の侵害をするんだ」というと見え方になると良くない。
(事 務 局)	○第4章子どもにやさしいまちづくりの推進(変更点の説明) 条文の並びの変更。 第10条(子どもの権利の普及と啓発)変更点なし。 第11条(子どもの居場所づくりの推進)前回の提示では、居場所づくりと機会の提供が混在していたので、項を分けた。第1項で居場所づくりの推進、第2項で機会の提供、第3項で適切な配慮とした。 第12条(意思表明及び参画の推進)第1項に意見の反映を追加、第3項の代弁から意見の表明支援に変更。解説文に、説明責任を追加。 第13条第2項の追加(いじめに限定しない)。 第14条変更なし。

		第15条第2項の追加(第1項はすべての保護者に対して、第2項は特に困難を抱えている家庭に対しての建付け)。
委 員		条文の並び順については、良いと思う。
委 員		第11条 第1項で「子ども」が多い。子どもと共に削除のほうがいい。
委 員		第15条の「子どもまちづくり会議」の意見で、義務教育後の支援とあるが、この意見反映はあるのか。
(事 務 局)		→解説には18歳未満の定義の範疇として入れる。具体的なことは、今後の計画に落とし込む予定。
委 員		第15条第1項と第2項の差がわかりにくいのであれば、第1項の「保護者が」の前に、「すべての」を入れてはどうか。
委 員		第15条第1項の文末が「推進する」は、町の施策としてはトーンダウンな印象。努めるではどうか。
(事 務 局)		○第5章 施策の推進(変更点の説明) 第16条 変更なし 第17条第2項に「子どもまちづくり会議」について追加した。
委 員		子どもがまちづくりに対して意見が言える場の確保として、「子どもまちづくり会議」の設置があることはいいことだが、ここだけ固有名詞が出てくると違和感がある。「子どもを主体としたまちづくりの会議を…」にしてはどうか。
(事 務 局)		<u>議題 ③答申の方向性について</u> 答申のたたき台を作成するため、各委員から条例策定に対する想いや感想を聞かせていただきたい。
委 員		教育に関しては、職場体験や学校応援団など地域には大変お世話になっている。学校教育は、開かれた教育を推進しており、地域含めて町全体で携わってくれている。条例化されると、それぞれの立場で権利の保障に協力し合い、豊かな教育・相談の充実が図られるようになると良いと思った。
委 員		町は、子どもまちづくり会議を今後も実施していくという意思を感じる。大人が子どもの権利を守り、意見を聴いて、反映をしていくながれができると、より良いまちになると感じた。青少年相談員としての立場だが、子どもの居場所づくりや、先生でもない立場でのかかわりができるというなど思っている。
委 員		子どもたちの考えが素晴らしい。政策に落とし込んでいってほしいと思う。大人も子どもにも、子どもの権利の理解が浸透していき、一人ひとりの権利を保障しつつ、その子らしさを認めて、自分も他人にも大切にでき

委 員	る子が増えるといいと思う。地域でも、みんなで子どもを見守るような根拠となる条例になってほしい。 大人の価値観の変容が必要。大人が子どもと約束する条例なので、大人が変わらないといけない。条例をきっかけに、大人がちょっとでも変わることができるが良い。子どもをどう染めていくかは、大人次第。子どものために想いがあれば、子どもはしっかりと伸びていく。第一義的に親がしっかりとしていかなければいけない。 人と人とのつながりを太く、その数を増やしていく事が、社会を作っていくときに大事になる。
委 員	政策研究所からのながれで、とてもやりやすかった。普及啓発のために、リーフレットを子どもと一緒に作ってほしい。また、ラルゴ・ステラのような支援制度も具体的に紹介できるといいなと思った。タブレットでの意見聴取も今後検討してほしい。職員にも条例を知ってもらい、みんなに伝わると良いと思った。
委 員	政策研究所では、誰のための条例なのかと感じていた。まち JAM に来るような子どもは、意見を言えるし、言える場も持っている。条例の中には、発達がゆっくりでも、大人が見てあげるような条文もあり、意見の言えない子にも目を向けることができた。 今後の日程 第 5 回 検討委員会 10/2 午後を予定 時間は追って連絡